



#### 4 標識の掲示 —法第40条—

建設業者は、その店舗及び現場ごとに公衆の見やすい所に次の標識を必ず掲示しなければなりません。材質の指定はありませんが、なるべく堅ろうなもので作成してください。

##### (1) 店舗に掲げる標識

建設業の許可票				
商号又は名称				
代表者の氏名				
一般建設業又は 特定建設業の別	許可を受けた 建設業	許可番号		許可年月日
		東京都知事	許可( )第 号	
~~~~~				
		東京都知事	許可( )第 号	
この店舗で営業 している建設業				

↑ 35 cm 以上 ↓

← 40 cm 以上 →

##### (2) 建設工場の現場に掲げる標識

建設業の許可票				
商号又は名称		ここに記入する数字及び年月日は更新するたびに変わります。		
代表者の氏名				
主任技術者の氏名	専任の有無			
資格名	資格者証交付番号			
一般建設業又は特定建設業の別				
許可を受けた建設業				
許可番号		東京都知事 許可( )第 号		
許可年月日				

↑ 25 cm 以上 ↓

← 35 cm 以上 →

##### 〈記載要領〉

- 「主任技術者の氏名」欄は、法第26条第2項の規定に該当する場合には、「主任技術者の氏名」を「監理技術者の氏名」とし、その監理技術者の氏名を記載すること。
- 「専任の有無」の欄は、法第26条第3項の規定に該当する場合には、「専任」と記載すること。
- 「資格名」の欄は、当該主任技術者又は監理技術者が法第7条第2号ハ又は法第15条第2号イに該当する者である場合に、その者が有する資格等を記載すること。
- 「資格者証交付番号」の欄は、法第26条第4号に該当する場合に、当該監理技術者が有する資格者証の交付番号を記載すること。
- 「許可を受けた建設業」の欄には、当該建設工場の現場で行っている建設工事に係る許可を受けた建設業を記載すること。

## 5 建設業許可証明書発行申込み ※大臣許可の場合は、主たる営業所が東京都にある場合に限りです。

下記の様式により、建設業課証明窓口へ直接申請してください。用紙は証明窓口にあります。

※ 大量に証明書を必要とする場合（50枚以上）及びFAXの場合は、事前に御連絡ください。

建設業課証明窓口 電話03-5321-1111 内線30-656 FAX 03-5388-1356

建設業許可証明書発行申込書		年	月	日
下記記載の建設業者についての建設業許可証明書の発行を申込みます。 (建設業法第3条第1項の規定に基づく許可の証明)		申込日を記入する。		
<b>1 申込者</b>	申込者の住所、氏名等を記入する。			
住 所	_____			
フリガナ	_____			
氏名又は法人名	_____			
連絡先	担当者 _____			
	T E L _____			
<b>2 建設業者</b>	発行を希望する建設業者の許可番号等の情報を記入する。			
主たる営業所の所在地	東京都 _____			
商 号	_____	許可の種類の下にチェックをつける。		
代 表 者 名	_____			
許 可 の 種 類	<input type="checkbox"/> 大臣許可 <input type="checkbox"/> 知事許可			
許 可 番 号	第 _____ 号			
<b>3 枚 数</b>	_____ 枚			
<b>* 大量に証明書が必要な場合（50枚以上）は事前にご連絡いただき、 申込日から2日目（開庁日）以降1週間以内で受取日をご指定下さい。</b>				
受取希望日 _____ 年 _____ 月 _____ 日（ ）				
以下の欄には記入しない				
(申込者記入不要)				
行政庁記入欄	発行番号	第 _____ 号	～	第 _____ 号
	発行枚数	_____ 枚		

(1) 証明手数料：1通につき、400円を建設業課収納窓口で現金により納入してください。

(2) 証明書交付時間：午前9：00～午後5：00

(注) 建設業法第3条第4項に該当する場合（更新手続中）は更新の申請書（写し）のコピーを添付することにより、許可有効期間満了後1年間に限り、証明書を発行します。

## 6 建設業許可関係提出書類の閲覧

現在有効な許可を受けている東京都知事許可業者の許可関係提出書類の閲覧ができます。

※建設業法施行令の改正により、平成27年4月1日から大臣許可業者の閲覧は国土交通省の各地方整備局窓口において行われています。（建設業者の主な情報は国土交通省のホームページ（<http://etsuran.mlit.go.jp/TAKKEN/kensetuInit.do>）でも検索可能です。

### (1) 閲覧場所

都庁第二本庁舎 3階 建設業課閲覧コーナー

電話 03-5321-1111 内線 30-698～699

(2) 閲覧時間 月曜日から金曜日午後0：30～午後5：00（退室時間）。入室は午後4：30までです。

(3) 閲覧手数料 建設業者1件の閲覧につき300円を建設業課収納窓口で現金により納入してください。

(4) 閲覧は整理券の順番で行っています。整理券は午後0：30から閲覧コーナーで配布します。

なお、第一庁舎3階にある

生活文化局 広報広聴部 都民の声課 都民情報ルーム 閲覧コーナー  
(直通) 03-5388-2275  
(内線) 29-334～335

において建設業者名簿一覧の閲覧ができます。名簿一覧の閲覧手数料は無料です。

## 7 建設業許可（東京都知事許可）に関わる変更届等の郵送受付

### (1) 郵送できる書類

ア 都知事許可の決算報告（提出済みの決算報告の訂正を含む。）

イ 都知事許可の許可要件に関わらない変更

（商号、営業所の名称・所在地・電話番号・郵便番号、資本金額、役員等（経營業務の管理責任者・専任技術者・建設業法施行令第3条に規定する使用人以外）、代表者（申請人）、役員等氏名（改姓・改名））

ウ 都知事許可の全部廃業

### (2) 注意事項

ア 送料は、申請者の負担となります。

イ 郵送の際は、「建設業許可（都知事許可）に関わる変更届等送付票」（P97）が必要となります。

変更事項ごとの必要資料は次ページの送付票に記載されていますので、ご確認ください。

また、送付票データは下記の東京都都市整備局建設業課ホームページからダウンロードしてください。（様式No. 34）

[https://www.toshiseibi.metro.tokyo.lg.jp/kenchiku/kensetsu/kensetu\\_infoh23\\_01.html](https://www.toshiseibi.metro.tokyo.lg.jp/kenchiku/kensetsu/kensetu_infoh23_01.html)

ウ 郵送書類には以下の資料を添付ください。

①返信用封筒及び切手

②届出書の正本、副本、電算有力用紙

③建設業許可（都知事許可）に関わる変更届等送付票（P97）

## 建設業許可（都知事許可）にかかわる変更届等送付票

送付日 令和 年 月 日

※下記注意事項に留意し、太枠内にご記入の上、変更する事項にチェック(☑)し、同封したものに○を付けてください。

許可番号	都知事許可( 般・特一 ) 第	号	※大臣許可は郵送不可
会社名又は個人名			
連絡先	所 属		
	氏 名		
	電話番号・FAX	TEL ( )	FAX ( )

(注) 電話番号は日中に連絡が取れる番号をご記入ください(携帯電話でも結構です)。

内容(変更するものにチェック)	必要書類
<input type="checkbox"/> 商号	返信用封筒(切手貼付)、様式第二十二号の二 変更届出書(第一面)、商業登記に関する証明書(変更事項及び変更年月日がわかるもの)、印鑑証明書、副本、入力用紙、法人番号を確認できる資料(法人の場合)、別とじ用表紙
<input type="checkbox"/> 営業所の名称・所在地・電話番号・郵便番号	返信用封筒(切手貼付)、様式第二十二号の二 変更届出書(第一面・第二面)、商業登記に関する証明書(変更事項及び変更年月日がわかるもの。個人の場合は住民票)、案内図、写真、副本、入力用紙 ※登記上(個人の場合は住民票上)の所在地以外に営業所がある場合等は確認資料が必要(手引P51~52参照)、電話番号を確認できる資料(例:名刺、会社封筒など)、法人番号を確認できる資料(法人の場合)、別とじ用表紙
<input type="checkbox"/> 資本金額	返信用封筒(切手貼付)、様式第二十二号の二 変更届出書(第一面)、様式第十四号 株主調書、商業登記に関する証明書(変更事項及び変更年月日がわかるもの)、副本、入力用紙、法人番号を確認できる資料(法人の場合)、別とじ用表紙
<input type="checkbox"/> 役員(就任)	返信用封筒(切手貼付)、様式第二十二号の二 変更届出書(第一面)、別紙一 役員等の一覧表、様式第六号 誓約書、登記されていないことの証明書(または医師の診断書)・身分証明書(手引P44~46参照)、様式第十二号 許可申請者の住所、生年月日に関する調書(就任した者のみ)、商業登記に関する証明書(変更事項及び変更年月日がわかるもの)、役員等氏名一覧表、副本、法人番号を確認できる資料(法人の場合)、別とじ用表紙
<input type="checkbox"/> 役員(辞任・退任)	返信用封筒(切手貼付)、様式第二十二号の二 変更届出書(第一面)、別紙一 役員等の一覧表、商業登記に関する証明書(変更事項及び変更年月日がわかるもの)、副本、法人番号を確認できる資料(法人の場合)、別とじ用表紙
<input type="checkbox"/> 代表者(申請人)	返信用封筒(切手貼付)、様式第二十二号の二 変更届出書(第一面)、別紙一 役員等の一覧表、商業登記に関する証明書(変更事項及び変更年月日がわかるもの)、印鑑証明書(代表印を変更した場合)、副本、入力用紙、法人番号を確認できる資料(法人の場合)、別とじ用表紙
<input type="checkbox"/> 役員(改姓・改名)	返信用封筒(切手貼付)、様式第二十二号の二 変更届出書(第一面)、別紙一 役員等の一覧表、商業登記に関する証明書(変更事項及び変更年月日がわかるもの)、副本、法人番号を確認できる資料(法人の場合)、別とじ用表紙
<input type="checkbox"/> 決算報告	返信用封筒(切手貼付)、別紙8 変更届出書、様式第二号 工事経歴書、様式第三号 直前三年の各事業年度における工事施工金額、財務諸表(法人:第十五号、第十六号、第十七号、第十七号の二 個人:第十八号、第十九号)、第十七号の三附属明細表(株式会社に資本金が1億円を超え、又は貸借対照表上の負債合計が200億円以上のときのみ)、事業報告書(特例有限会社を除く株式会社のみ)、納税証明書(手引P70参照)、様式第四号 使用人数(変更のあったときのみ)、様式第十一号 建設業法施行令第3条に規定する使用人数の一覧表(変更のあったときのみ)、定款(変更のあったときのみ)、副本、様式第二十号の三 健康保険等の加入状況(変更があったときのみ 入力用紙)、別とじ用表紙
<input type="checkbox"/> 全部廃業	返信用封筒(切手貼付)、様式第二十二号の四 廃業届、副本、入力用紙 ※必要な確認資料(届出事項によって異なります。)⇒「建設業許可申請・変更の手引」P75を参照してください。

【郵送の宛先】

**〒163-8001 東京都新宿区西新宿2-8-1  
東京都 都市整備局 市街地建築部 建設業課 審査担当 2番窓口**

### 注意事項

- (1) 郵送による書類の受付は都知事許可の上記の変更事項等に限り、新規・業種追加・更新及び許可要件にかかわる変更は従前どおり窓口での受付になります。
- (2) 送料は、申請者の負担となります。必ず返信用封筒に過不足なく切手を貼付してください。
- (3) 返信用封筒は角型2号以上(副本が入る大きさ)にして下さい。宛先の記入を忘れないようお願いいたします。
- (4) 書類不備等で連絡する場合がありますので、書類一式のコピーを取り、お手元に保管しておいてください。
- (5) 連絡先電話番号は、携帯など昼間連絡のつく番号を記入してください。

## 8 申請書類の入手先案内

都庁構内用紙販売所及び法令用紙取扱店等で購入してください。

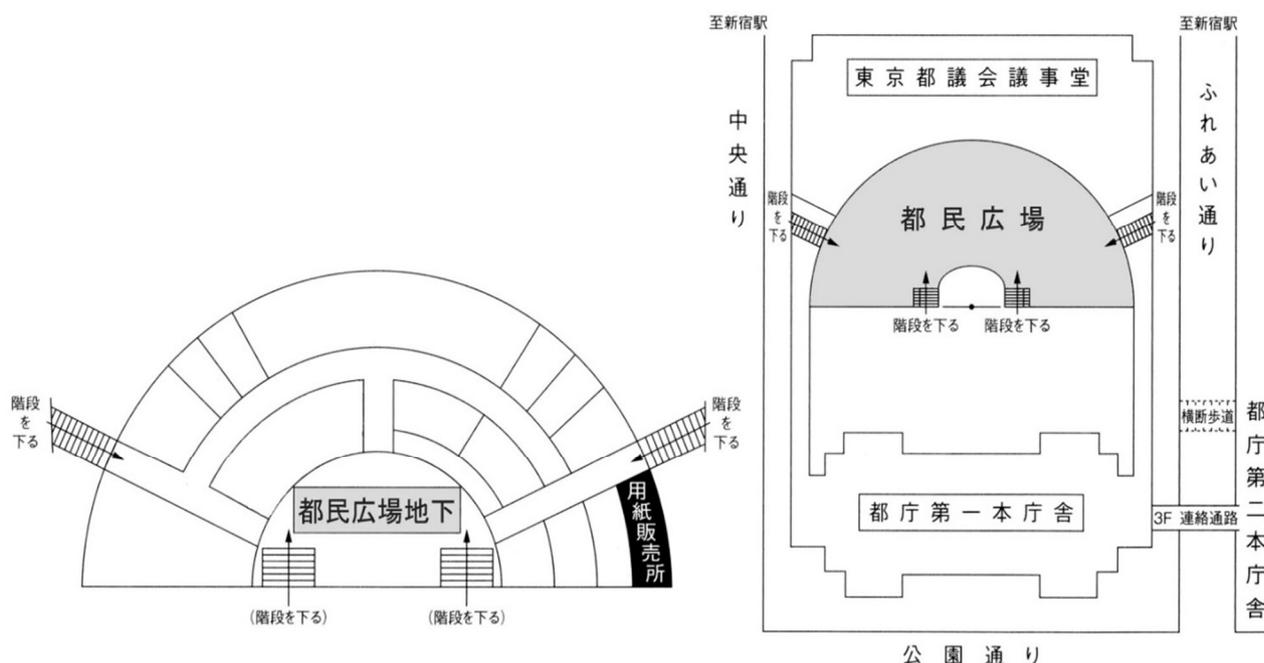
また、下記の東京都都市整備局建設業課のホームページからもダウンロードできますので、A4用紙に出力して御使用ください。

構内案内図 一般財団法人 東京都弘済会 弘済会アシスト (都民広場地下)

営業時間 午前9:00～午後5:00

電話 03-5381-6335 (直通)

### 御案内図



### ※申請書類のダウンロード方法

インターネット検索エンジン (Google等) で

- ① 「東京都都市整備局」と入力して検索
- ② 東京都都市整備局ホームページ (<https://www.toshiseibi.metro.tokyo.lg.jp/>)
- ③ 「各種申請様式」をクリック (ページ上部・画面の右側)
- ④ 1番上に表示されている「建設業許可 - 建設業許可関係、手引、申請書類」をクリック
- ⑤ 「手引・申請様式のダウンロードはこちら」をクリック

または下記のURLを直接入力

[https://www.toshiseibi.metro.tokyo.lg.jp/kenchiku/kensetsu/kensetsu\\_kyoka\\_tebiki3.htm](https://www.toshiseibi.metro.tokyo.lg.jp/kenchiku/kensetsu/kensetsu_kyoka_tebiki3.htm)

## 【建設業関連窓口一覧】

(国) 国土交通省 土地・建設産業局 建設業課 許可係 [国土交通省HP] <http://www.mlit.go.jp/>

【審査担当】	関東地方整備局 建設部 建設産業第一課 建設業係 [関東地方整備局HP] <a href="http://www.ktr.mlit.go.jp/">http://www.ktr.mlit.go.jp/</a>	(直通) 048-600-1906 (代表) 048-601-3151 内線6145
【建設コンサルタントの登録】	関東地方整備局 建設部 建設産業第二課 測量業務	(代表) 048-601-3151 内線6661
【大臣特認】	国土交通省 土地・建設産業局 国際課	(代表) 03-5253-8111 内線30-733

(都) (代表) 03-5321-1111

[東京都HP] <http://www.metro.tokyo.jp/>

[都市整備局HP] <https://www.toshiseibi.metro.tokyo.lg.jp/index.html>

令和2年4月1日現在

【経営事項審査】	都市整備局 市街地建築部 建設業課 建設業指導担当	第二本庁舎・3階・南側 内線30681
【解体工事業者の登録】	都市整備局 市街地建築部 建設業課 審査担当	第二本庁舎・3階・南側 内線30666
【解体工事の届出】		
(床面積1万㎡超)	都市整備局 市街地建築部 建築指導課 指導担当	第二本庁舎・3階・中央 内線30745
(その他：特別区の地域)	各区役所の建築行政担当課	
(その他：多摩地域)	多摩建築指導事務所 建築指導第一・第二・第三課	建築指導第一課 042-548-2056
	[ただし、八王子・立川・武蔵野・三鷹・府中・調布・町田 ・日野・国分寺・西東京の10市は各市役所の建築行政担当課]	建築指導第二課 042-464-0009
		建築指導第三課 042-823-3423
(その他：島しょ地域)	都市整備局 市街地建築部 建築指導課 指導担当	第二本庁舎・3階・中央 内線30745
【アスベストの大気中への飛散（建築物解体時等）】	環境局 環境改善部 大気保全課 大気担当	第二本庁舎・20階・北側 内線42355
【アスベストを含む産業廃棄物の処理】	環境局 資源循環推進部 産業廃棄物対策課 指導担当	第二本庁舎・19階・北側 内線42852
【産業廃棄物処理（収集・運搬業、処分業）、処理施設の許可・届出】	環境局 資源循環推進部 産業廃棄物対策課 審査担当	第二本庁舎・19階・北側 内線42861
【建設副産物対策等】	都市整備局 都市づくり政策部 広域調整課 建設副産物担当	第二本庁舎・12階・北側 内線30236
【宅地建物取引業者の免許】	住宅政策本部 住宅企画部 不動産業課 免許担当	第二本庁舎・3階・北側 内線30375
【建設工事等競争入札参加資格の審査】	財務局 経理部 契約第一課 資格審査担当	第一本庁舎・15階・南側 内線26155
【電気工事業者の登録・届出】	環境局 環境改善部 環境保安課 火災電気担当	第二本庁舎・20階・北側 内線42482
【建設機械の打刻又は検認の申請に対する審査】	建設局 総務部 用度課 用度担当	第二本庁舎・5階・中央 内線40212
【協同組合設立等の届出】	産業労働局 商工部 調整課 協同組合担当	第一本庁舎・30階・北側 内線36541